

国近整建二産測第2723号
令和4年12月21日

橋本技術 株式会社 殿

近畿地方整備局長



測量法に基づく測量業者としての登録の更新について（通知）

貴殿の申請に係る標記については、測量法（昭和24年法律第188号）第55条の5第1項の規定により、下記のとおり登録の更新をしたので、同条第2項の規定により通知する。

記

登録更新年月日 令和4年12月25日
登録番号 登録第（4）-31298号
登録の有効期限 令和9年12月24日

注）登録の更新申請を行う場合の書類提出期限：令和9年11月24日
（この日が行政庁の休日に該当する場合は、直後の開庁日）